

@入所重要事項説明書 I

介護老人保健施設ケアホームやまのご案内

(令和7年1月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ケアホームやまと
- ・開設年月日 平成14年4月22日
- ・所在地 福島県喜多方市山都町木幡字鼬塚丁1571
- ・電話番号 0241-38-2600
- ・ファックス番号 0241-30-1151
- ・管理者名 堀内 三郎
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0752580019号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ケアホームやまの運営方針]

四季折々の美しい自然環境の中で、やさしさ、ぬくもり、心のかよう施設として、地域の方々と共に皆様から信頼され、愛されることのできるサービスを提供し、利用者のご家族から共に幸せを感じあえるような施設入所サービスを行い在宅支援していくこと。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1			療養者に対する医学的管理
・看護職員	9		1	医療行為を含む介護
・薬剤師		1		服薬指導等
・介護職員	23		4	療養者の介護及びレクリエーション
・支援相談員	3			相談業務等
・理学療法士	2			物理療法及びリハビリテーション
・作業療法士	4			作業療法及びリハビリテーション
・管理栄養士	2			療養者への適切な食事の提供と管理指導
・介護支援専門員	1			施設サービス計画の作成
・事務職員	3			施設管理と事務一般
・調理職員	6			調理作業

*夜間勤務者数 5 名は常勤に含まれる

*看護職員・理学療法士・作業療法士は通所リハビリ（月～金）と兼務する。

(4) 入所定員等	・定員	90名	(うち認知症専門棟	40名)		
・療養室	個室	6室、2人室	2室、4人室	10室	計	50名
・認知症療養室	個室	6室、2人室	3室、4人室	7室	計	40名

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事

食事は原則として食堂でおとりいただきます。ただし、ご希望や身体状況によっては居室や下記以外の時間にもおとり頂けます。

朝食 8時00分

昼食 12時00分

夕食 6時00分

③ 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。また、第2・4土曜日及び日曜日・祝日の入浴サービスは休ませていただきます。

④ 医学的管理・看護

当施設では、医師・看護職員が常勤しておりますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護及び介護を行ないます。

⑤ 介護（退所時の支援も行います）

⑥ リハビリテーション・レクリエーション

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養状態の管理

⑨ 理美容サービス（原則月2回実施します。）

⑩ 行政手続代行

⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称 医療法人 佐原病院

・住所 喜多方市字永久7689番地1

・協力歯科医療機関

・名称 さいとう歯科クリニック

・住所 喜多方市山都町谷地2296-3

※緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、入所利用約款「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

※ 他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態や専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の施設を紹介しますので、ご安心下さい。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の内容を管理・決定できる権限を委任させていただきます。
 - ・ 面会・・・
いつでも面会にお越しください。尚、当施設の面会時間は午前8時から午後8時迄とさせていただきますので御協力をお願いいたします。
※感染症対策時には面会を制限させて頂く場合があります。
 - ・ 外出・外泊・・・
在宅ケアを支援することを目的とした施設ですので、退所後の生活訓練のために、積極的に外出や外泊をお勧めしております。
※感染症対策の際は制限させて頂く場合があります。
 - ・ 飲酒・・・
職員の見守りの中で、適度な飲酒をすることができます。
 - ・ 火気の取扱い・・・
火災予防のため、居室内での火気の使用は禁止させていただきます。
 - ・ 設備・備品の利用・・・
施設サービス計画及び個別のリハビリテーション計画に基づき理学療法士、作業療法士、看護職員、介護職員の下に使用することができます。なお、備品、設備を破損、破壊した場合は、弁償していただくことがあります。
 - ・ 所持品・備品等の持ち込み・・・
最低限必要な身の回り品の持参をお願いします。
 - ・ 金銭・貴重品の管理・・・
原則としてお預かりは致しません。やむを得ない事情の場合はご相談ください。ただし、洗濯物クリーニング等の為の預り金は事務所にしてお預かりいたします。
 - ・ 外出・外泊時の施設外での受診・・・
原則としては、医療機関での診察はご遠慮ください。緊急時は、施設にご連絡ください。
 - ・ ペットの持ち込み
衛生面より、持ち込み等をご遠慮下さい。
 - ・ 洗濯物
入浴日の着替えのほか、適時着替えを行いますので、早めの補充交換をお願いします。洗濯の方法は家族対応と業者委託の方法があります。
どちらかをお選びください。

5. 非常災害対策

- 災害時の対応 自動転送システムにより消防署へ連絡し、職員の自衛組織により避難誘導・消火活動に当たる。
- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、補助散水栓、避難誘導設備、防火不燃材、防火戸

入所重要事項説明書Ⅱ

介護保健施設サービスについて

(令和7年1月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。

この計画は利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

ご利用料金、加算料金については別表1をご覧ください。

<別表1>

1 基本料金

(1) 施設利用料

(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。次の表は1日当たりの自己負担分です。)

多床室利用の場合	
要介護度	基本型の場合（1割）
要介護1	871円
要介護2	947円
要介護3	1014円
要介護4	1072円
要介護5	1125円
従来型個室の場合	
要介護度	基本型の場合（1割）
要介護1	788円
要介護2	863円
要介護3	928円
要介護4	985円
要介護5	1040円

夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合に算定する。 24 単位/日
初期加算 (I) (II)	入所後 30 日間に限り算定する。 空床情報を公表している等、要件を満たしている場合は (I) を算定する。 (I) 60 単位/日 (II) 30 単位/日
短期集中リハビリテーション実施加算 (I) (II)	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が入所日から 3 月以内の期間に限り、週に 3 回を限度として算定する。評価方法や厚労省に評価情報を提出などの要件を満たした場合、(I) がされます。 (I) 258 単位/日 (II) 200 単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I) (II)	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリにより生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が入所日から 3 月以内の期間に限り、週に 3 回を限度として算定する。 (I) 240 単位/日 (II) 120 単位/日
リハビリテーションマネジメント計画書情報加 (I) (II)	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、実施計画について入所者又はその家族に説明し、継続的に管理する事で算定する。 (I) 53 単位/日 (II) 33 単位/日
認知症ケア加算	日常生活に支障を来す恐れのある症状または行動が認められる事から、介護を必要とする認知症の入所者に対してサービスを提供した場合に算定する。 76 単位/日
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の診断を受けている方が入所された場合算定。 120 単位/日
外泊時費用	居室において外泊された場合に算定する。外泊初日と最終日を除き、月に 6 日までを限度とする。 362 単位/1 回
試行的退所時指導加算	自宅退所に向け試行的に退所を行った場合に算定する。初日と最終日を除き、月に 6 日まで。 400 単位/1 回
試行的退所時居室サービス提供	試行的に退所されている間に老人保健施設が居室サービスを提供する場合に算定する。初日と最終日を除き、月に 6 日まで。 800 単位/1 回
ターミナルケア加算	厚生労働大臣の定める基準に適合する入所者については、死亡日の前 45 日～当日について算定する。 死亡日 45 日～31 日前 72 単位/日 死亡日 30 日～4 日前 160 単位/日 死亡日前々日、前日 910 単位/日 死亡日当日 1,900 単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合に算定する。 51 単位/日
再入所時栄養連携加算	当該施設に入所されていた入所者が入院し、再入所する際に栄養管理が著しく異なる場合に、入院先の管理栄養士と当該施設の管理栄養士が連携して新たな栄養ケア計画を策定した場合に算定する。 200 単位/1 回

退所時指導加算（Ⅰ）（Ⅱ）	退所後に生活する居宅を訪問し、当該入所者及び家族に対して療養上の指導を行った場合や、退所後に利用する病院・居宅サービス事業所等に対し、情報提供を行った際に算定する。 （Ⅰ）在宅に退所する場合 500 単位／1 回 （Ⅱ）医療機関に退所する場合 250 単位／1 回
訪問看護指示加算	退所時に施設の医師が指定訪問介護及び指定看護小規模多機能型居宅介護に対し訪問看護指示書を交付した場合に算定する。 300 単位／1 回
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合に算定する。 11 単位／日
経口移行加算	経管より食事を摂取している利用者に対し、医師の指示に基づき多職種共同で経口による食事摂取をすすめる為の計画書を作成し、管理栄養士や看護師、言語覚士による支援が行われている場合に算定する。 28 単位／日
経口維持加算	誤嚥が認められる利用者に対し、医師の指示に基づき多職種協働で経口による継続的な食事摂取をすすめる為の計画書を作成し、管理栄養士が栄養管理を行っている場合に算定する。 400 単位／月
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士入所者に対し口腔ケアを月 2 回以上行い、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行った場合に算定する。 90 単位／月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の情報を厚生労働省に提出しフィードバックを受けた場合に算定をする。 110 単位／月
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に算定する。一日につき 3 回を限度とする。 6 単位／食
かかりつけ医連携薬剤調整加算	（Ⅰ）イ… 入所中に処方内容に変更があった場合、変更後の入所者の状態変化等について確認し、その内容を診療録に記載している事で算定する。 入所中に 140 単位／回 （Ⅰ）ロ… かかりつけ医連携薬剤調整加（Ⅰ）イを算定し、入所前に入所者に 6 種類以上の内服が処方されており、施設の医師と主治医が共同し、処方の内容を総合的に評価及び調子した場合 入所中に 70 単位／回 （Ⅱ）… かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イまたはロを算定している事。入所中に 240 単位／回 （Ⅲ）… かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）を算定し、退所時において処方されていた内服薬が 1 種類以上減少している事で算定する。 入所中に 100 単位／回

緊急時治療管理加算	入所者の症状が著しく変化した場合に、緊急やむを得ない事情により特定の医療行為を行った場合に算定をする。 511 単位/日
所定疾患施設療養費	厚生労働大臣が定める者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合に算定する。 (I) 7 日間 239 単位/日 (II) 10 日間 480 単位/日
認知症専門ケア加算	厚生労働大臣が定める者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に算定する。 3 単位/日
高齢者施設等感染対策向上加算 (I) (II)	施設内で感染症が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携。施設内で療養を行うことや必要な研修または訓練に参加するなどの要件を満たした場合算定する。 (I) 10 単位/月 (II) 5 単位/月
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談対応・診療・入院調整などを行う医療機関を確保。かつ当該感染症に感染した入所者様に対し適切な感染対策をした上で、該当した介護サービスを行った場合に 1 月に 1 回、連続する 5 日間を限度に算定する。 240 単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると医師が判断した場合、入所日から 7 日間を限度として算定する。 200 単位/日
褥瘡マネジメント加算(I)	入所者ごとに褥瘡の発生リスクについて、入所時と 3 ヶ月毎に評価を行っている場合に算定する。また、その後の経過について定期的に記録をしている場合に算定する。 3 単位/月
褥瘡マネジメント加算(II)	(I)を満たしている状態でリスクがあるとされた利用者様に褥瘡の発生が無ければ算定する。 13 単位/月
排泄支援加算 (I)	6 ヶ月に 1 回評価を行い、その結果を厚生労働省に提出しフィードバックを受け支援計画を作成し、3 ヶ月に 1 回の見直しを行った場合に算定する。 10 単位/月
排泄支援加算 (II)	(I)を満たしていて、排尿・排便の一方が改善すると共にいずれにも悪化が無い または、オムツ使用有りから無しに改善した場合に算定する。 15 単位/月
排泄支援加算 (III)	(I)を満たしていて、排尿・排便の一方が改善すると共にいずれにも悪化が無い かつ、オムツ使用有りから無しに改善した場合に算定する。 20 単位/月
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定する。 (I) 22 単位/日 (II) 18 単位/日

科学的介護推進体制加算	厚生労働大臣が定める利用者様の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け活用した場合に算定する。 (Ⅰ) 40 単位/月 (Ⅱ) 60 単位/月
安全対策体制加算	施設内に安全対策部門を設置し、体制が整備されている場合に算定する。 20 単位/1 回
自立支援促進加算	医師が医学的評価を入所時に行うと共に、6ヶ月に1回見直しを行い支援計画等の策定に参加していること。評価に基づき3ヶ月に1回支援計画を見直すこと。評価を厚生労働省に提出しフィードバックを受け必要な情報を活用した場合に算定する。 300 単位/月
生産性向上推進体制加算Ⅰ (1 月あたり)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行なっており、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取り組みを行なっている場合、1年以内毎に1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行ない業務改善の成果が確認されている場合に算定されます。 100 単位/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ (1 月あたり)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、ICT 機器等を導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、事業年度毎に1回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告する場合に算定されます。 10 単位/月
職員処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に算定する。 前記に算定した単位数の 1000 分の 39 に相当する単位
特定処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等をし、その他要件を満たしている場合に算定する。 前記に算定した単位数の 1000 分の 21 に相当する単位
介護職員等ベースアップ等支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等をし、その他要件を満たしている場合に算定する。前記に算定した単位数の 1000 分の 8 に相当する単位 ※職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算は R6.5/31 まで算定可能。
介護職員等処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等をし、その他要件を満たしている場合に算定する。前記に算定した単位数の 1000 分の 75 に相当する単位 ※R6.6/1 より職員処遇改善加算・特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化となり施行開始となる。

※介護保険 1 割の料金で表記しておりますが、それぞれ個人の負担割合により
2 割の場合は 2 倍、3 割の場合は 3 倍となります。

(3) その他の料金

- ① 食費 (1日当たり) 1,500円
ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の限度額が1日の食費の上限となります。
- ② 居住費 (1日当たり)
 - ・従来型個室 1,950円 (室料+光熱水費)
 - ・多床室 450円 (光熱水費)ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住の限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。
- ③ 理美容代 実費 (1,200円～3,000円程度)
- ④ 日用品費 (1日当たり) 外注となり、別途契約必要。
入浴用タオル、バスタオル、シャンプー、ボディソープ、石鹸、歯磨き粉等。
- ⑤ 教養娯楽費 (1日当たり) 100円 (非課税)
 - 図画工作材料代 (絵具、画用紙、マジックペン、色紙等)
 - 習字用品 (半紙、墨汁など)
 - 園芸材料費 (苗、用土など)
 - 手芸材料費 (布、糸など)
 - ビデオ (鑑賞会用)
 - お茶会費 (定例会、任意時間含む)
 - コピー用紙代 (選択娯楽に関する用紙代等)
 - 写真代 (行事写真など)
 - その他、教養娯楽に関する材料代など
- ⑥ 電化製品使用料 (非課税) 各製品1日当たり30円
- ⑦ その他
衣類の洗濯について委託を希望される場合は、<別途資料2>委託洗濯料金表をご覧ください。

(4) 保険給付・高額介護サービス費の請求の為の証明者の交付

施設はサービス提供料を受領した場合は、提供したサービスの内容・費用額を記載した領収書(証明書)を発行します。

尚、償還払い・療養費払い等をおこなう場合は、請求に必要なサービス提供証明書を発行いたしますので、保険者である市町村・社会保険事務所の窓口へ提出請求して下さい。償還払い・療養費払いに該当する方にはその都度担当者から説明いたします。

(5) 支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。入金確認後、領収書を発行いたします。お支払い方法は、現金支払、銀行振込、の2方法があります。入所契約時にお選びください。

<別紙1>

個人情報の利用目的
(令和3年4月1日現在)

介護老人保健施設ケアホームやまとでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

<別途資料 2 >

委託洗濯料金表
(令和 5 年 7 月より改定)

利用項目	利用料金		備考
衣類洗濯料 (1枚あたり)	寝巻き・トレーナー・ト レパン・パジャマ (上)・パジャマ(下)・ ももひき・肌着類・パン ツ類・バスタオル・タオ ル・靴下等、水洗い対応 の洗濯物	所定の洗濯ネット 1袋ごとにつき 1,050円 一月で最大 6,000円 (納品日基準毎25日)	衣類の洗濯は原則 としてご家族にお 願いたしておりますが、左記の料金 にてお取次ぎも致 します。消費税は別 途申し受けます。
	ドライクリーニング品		
	カーディガン セーター ジャンパー・綿入れ ベスト ズボン 毛布(小)	一品につき 550円～ 440円～ 880円～ 500円～ 440円～ 550円～	
上記の他にドライ洗濯対 応可のものであれば別途 受け付けます	(生地や装飾品により 料金に変更になりま す。また、別途消費税 がかかります)		

*当施設における利用者の個人洗濯については上記金額にて
ワタキューセイモア(株)と上記金額にて施設契約を行って
おります。利用者の洗濯をご希望の方はお申し出下さい。

私物洗濯委託時のお願い

利用者個人の衣類には、すべて記名をお願いいたしておりますが、洗濯の委託をなさ
れる場合には、特にすべての洗濯物にご記入されることをお願いいたします。
なお、使用途中に、記名部が薄れてきた場合、施設にて再度記入させて頂く事をご
了承ねがいます。

なお、料金の清算は翌月の施設サービス請求時にさせていただきます。
短期入所の場合は、退所時または、当該期間の請求時にさせていただきます。

介護老人保健施設ケアホームやまと
施設サービス利用 重要事項説明同意書

介護老人保健施設ケアホームやまとを入所利用するにあたり、介護老人保健施設の施設サービス利用 重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、十分に理解した上で同意します。

説明担当者 職

氏 名 支援相談員 坂内 一成

令和 年 月 日

介護老人保健施設ケアホームやまと
施設長 堀内 三郎 殿

<利用者>

氏 名 _____ 印

代筆 () _____

住 所 _____

<契約者>

氏 名 _____ 印

住 所 _____